

■ 飲食料品製造業

従事する業務区分	飲食料品製造業全般（飲食料品の製造・加工、安全衛生）（注）酒類を除く	
従事できる関連業務	原料の調達・受入れ	
	製品の納品	
	清掃	
	事業所の管理の作業	
雇用形態	直接雇用	
試験区分	1試験区分	
技能試験	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	
日本語試験	日本語能力試験（N4以上）、又は、国際交流基金日本語基礎テスト	
試験免除等となる技能実習職種	缶詰巻締	食鳥処理加工業
	加熱性水産加工食品製造業	非加熱性水産加工食品製造業
	水産練り製品製造	牛豚食肉処理加工業
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造
	そう菜製造業	農産物漬物製造業
人数制限	なし	
管轄省庁	農林水産省	
受入機関に対して特に課す条件	食品産業特定技能協議会に参加し、必要な協力を行うこと	
	農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと	
	登録支援機関に支援を全部委託する場合、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること	
日本標準産業分類の範囲	中分類09－食料品製造業	小分類101－清涼飲料製造業
	小分類103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）	小分類104－製氷業
	細分類5861－菓子小売業（製造小売）	細分類5863－パン小売業（製造小売）
	細分類5897－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	